



東尾張支部だより

(公社)愛知県宅地建物取引業協会 東尾張支部

TEL:0561-52-6977 FAX:0561-52-6976

尾張旭市東大道町原田 2525-5 アスカ 3F

E-mail: mail@higashiowari.com



支部HP: [東尾張支部](#)

検索

INDEX

●支部長ご挨拶	●無料相談日程Page.1	
●支部通常総会	●県下統一研修会	●宅建塾Page.2
●令和元年度第3回支部企画研修会	Page.3	
●Q&A	Page.4	
●新年懇談会	Page.5	
●お知らせ(会員向け業務相談)	●女性部会Page.6	
●事務局だより	Page.7, 8	

●支部長ご挨拶

日頃より支部の運営にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。
令和元年度の支部事業も第3回支部企画研修会、新年懇談会を終え、
4月23日に開催される支部通常総会を残すのみとなりました。
支部通常総会をもちまして支部長を退任いたします。
会員皆様の温かいお支えを頂き、支部長として3期6年間
務めることができましたことを心から感謝申し上げます。
次年度の役員にも会員皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします。



支部長 米谷雅弘

●無料相談日程

- ・尾張旭市役所南庁舎2階(市民相談室) : 毎月第1水曜日 13時~16時
- ・瀬戸市役所新庁舎1階(相談室) : 毎月第3木曜日 9時~12時
- ・宅建協会本部(来会並びに電話 052-523-2103) : 月曜日~金曜日 10時~15時(12時~13時休憩)

※上記会場にて開催しておりますが、会場の都合により日程が変更になる場合もあります。

●支部通常総会お知らせ

日時:令和2年4月23日(木)

開会 14時30～(予定)

場所:スカイワードあさひ

●第2回県下統一研修会報告

日時:令和2年2月4日(火)

13時～16時

場所:春日井市民会館

出席:189名(正会員160名、準会員24名、従業者5名)

宅建塾

【日 時】 令和元年12月17日(火) 15時～

【場 所】 尾張旭市商工会館2F講習会室

【出席者】 17名

事前に会員より募集した実務におけるディスカッションテーマに沿ってグループごとに意見交換を行いました。その後、グループごとに取りまとめた意見を発表し、参加者全員で内容を共有しました。今後の実務にも活かすことができ、とても有意義な会となりました。



公益事業委員長 鼻輝昭



グループディスカッションの様子

テーマ:境界明示



(株) 東興不動産 伊藤智成

グループ発表者の皆様!
お疲れ様でした!

宅建塾



テーマ:空き家対策



(同) 守山住宅 古川誠彦

テーマ:賃貸管理



(株) ずいほう不動産 安藤圭介

テーマ:事業用物件



(株) ウェルエンズ 木全清

支部企画研修会

- 【日 時】 令和2年1月20日(月) 15時～
【場 所】 美翔苑(名古屋市東区矢田)
【出席者】 100名(正会員81名・準会員9名・従業者10名)
【内 容】 民法対策の重要事項の調査及び説明方法基準について

今回の民法改正に対応するための重要事項調査方法、重要事項説明書の記載方法、説明基準について、オリジナルのテキストや実際の書式を利用しながら詳しく学ぶことができました。



(有)エスクローツムラ社長
津村重行氏



会員の感想

初めまして、昨年9月に独立開業の夢を果たしました「いるかちゃん」の林増美です。
入会早々、会役員の方々には色々なイベントにお誘いいただき感謝しています。
今回の重要事項説明書改定事項の内容を含む研修につきましては、日頃は当たり前
に思っていることを、改めて会員の皆さんと一緒に学ぶことができ大変有意義な時間でした。
実のある研修会、情報交換の場が今後も活発に行われることを期待しています！
また、皆様全員とのご挨拶ができず残念でしたが、研修会等で見かけましたら是非とも
お声がけください。今後ともよろしく願いいたします。



会員の感想

昨年11月に、瀬戸街道沿い洪川神社の隣にてオープン致しました、センチュリー21清家不動産
守山尾張旭店の高巢敬一と申します。
この度初めての支部研修会に参加させていただきまして有難うございました。
研修会では、不動産取引の際に未然にトラブルを防止するための書類作成、調査方法
などを学ぶことができ、大変参考になりました。
研修の内容を業務にも活かし、地域の皆様、支部の皆様にも信頼してお取引いただける
安心のできる不動産屋を目指してまいります。今後とも何卒よろしく願い申し上げます。



犯罪による収益の移転防止 に関する法律施行規則の 改正内容について 教えてください。

Q & A

効率的な本人確認の方法の必要性等から、今般、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令が平成30年11月30日に公布されました。これに伴い改正された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)(以下、犯収法施行規則。)について解説します。

犯罪による収益の移転防止に関する法律において「特定事業者」として位置付けられた全47の事業者は、法で規定する一定の取引(以下、特定取引。宅地建物取引業者については、「宅地・建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介」が特定取引に当たる)を行うに際し、本人特定事項の確認を行うことが義務付けられています。

改正後の犯収法施行規則においては、本人特定事項の確認に当たって、効率的な本人確認ができるよう、次のとおりオンラインで完結する確認方法を新たに認めることとしました。

(1) 自然人の本人確認方法として、以下のオンライン上の確認方法を追加

①インターネット上のリアルタイムビデオ通話等で、本人確認書類(顔写真付き)の提示を受ける方法

②本人確認書類(顔写真付き)の画像の送信及び顔の画像の送信を受ける等による方法

③本人確認書類のICチップ情報の送信等を受け、既に本人確認を受けている銀行等に照会して確認する方法

④本人確認書類のICチップ情報の送信等を受け、既に本人確認を受けている既存銀行口座を利用して確認する方法

(2) 法人の本人確認方法として、以下のオンライン上の確認方法を追加

①一般財団法人民事法務協会の『登記情報提供サービス』を利用する方法

②国税庁『法人情報サイト』を利用する方法

(3) その他所要の改正

現行の非対面の本人確認において偽造書類を利用した不正等が行われている状況を踏まえ、取引関係文書を本人限定受取郵便により送付する方法による本人確認等の際に提示する書類の厳格化(顔写真付きの書類に限定する等)。

上記改正の(1)及び(2)につきましては、平成30年11月30日に施行されております。また、(3)については、平成32年4月から施行されることとなっております。皆様におかれましては、改めて法令の遵守に万全を期していただきますようお願いいたします。

(文責：服部桂子)